

## 教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会開催要綱

令和2年7月15日

教育長決定

(趣旨)

第1条 神戸市立小学校における教員間ハラスメント事案が発生した背景や要因を分析し、再発防止策を検討することを目的として、教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 専門的知識を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、5名以内とする。

3 前項の規定に関わらず、教育長は、特定の事項を検討する必要がある場合、専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特定の事項に関する会議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を準用する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附則（令和2年7月15日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月15日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。